

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こり得るという認識のもと、全教職員が連携して未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年度見直しを行い、校内に周知するとともに、保護者や地域にも発信する。
- (3) 生活指導部を中心に「学校いじめ対策委員会」を組織し、相談窓口の明確化と対応体制の整備・強化を図る。
- (4) 学級担任をはじめ、全教職員が生徒との日常的な関わりを大切にし、気になる兆候が見られた場合は速やかに共有・対応する。
- (5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含む学校サポートチームを機能的に活用し、専門的支援を適切に行う。
- (6) いじめを許さない学校文化の醸成に向けて、道徳教育や人権教育、キャリア教育等を通じて、思いやりと多様性を尊重する心の育成に努める。

2 学校及び教職員の責務

本校では、いじめはどの児童生徒にも起こり得る重大な人権侵害であると捉え、全教職員がその未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止に取り組み、学校全体で「いじめの根絶」をめざす。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校全体で組織的にいじめの根絶及び防止を図るため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- いじめに関する情報収集
- 生活指導・生徒支援体制の企画・立案
- 生徒への指導・支援の実施
- 保護者との連携
- カウンセリング委員会との連携。

ウ 会議

企画調整会議・職員会議の議題として、情報共有の機会を設ける。必要に応じて関係機関と連携する。

エ 委員構成

校長、副校長、各分掌主任、養護教諭、各学年担任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

外部機関と連携しながら生徒の支援や情報交換を実施する。

イ 所掌事項

- 生徒の状況把握
- 相談体制の整備
- 教職員の資質能力向上

ウ 会議

各学期初めに「学校いじめ対策委員会」を開催し、その後、必要に応じて随時実施する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、教務部主任、養護教諭、学級担任、ＳＣ

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ対策委員会の設置

イ 学級担任による問題を抱えた子供への働き掛けに関する具体的取組

ウ 学校サポートチームからの助言

エ いじめ防止に関する研修の実施

オ 生徒会等による主体的な取組への支援

(2) 早期発見のための取組

ア 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察

イ ＳＣによる全員面接

ウ 定期的な個人面談

エ 子供の行動記録、ファイリングの実施

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応

イ 被害の子供の安全確保とケア

ウ 加害の子供に対する指導

エ いじめを伝えた子供の安全確保

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の教員による保護

イ ＳＣによるケア

ウ スクールソーシャルワーカーによる家庭状況の把握

エ 加害生徒の警察、児童相談所への相談、通報

オ いじめ対策緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

(1) 年３回以上の研修実施計画

(2) ＳＣやスクールサポーターを講師としたいじめに関する事例研究

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会の活用

(2) 保護者相談の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 警察・児童相談所・子ども家庭センター等との日常的な連携

(2) 地域人材の活用

(3) 警察、児童相談所への通報

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校運営連絡協議会評価委員会によるいじめ防止に係る学校評価を実施する。

(2) 評価結果に基づく改善策を学校経営計画に反映する。

(3) 学校経営報告にいじめ防止の取り組み状況を報告するとともに、次年度の本基本方針の改善に生かす。